

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	マンション建替組合設立の認可	
根拠法令・条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第9条第1項	
所 管 課	住宅部 住宅施策推進課	
審 査 基 準	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第12条の定めによる。	
標準処理期間	標準処理期間	—
	標準処理期間を設定できない理由	申請物件ごとに建築物の規模、戸数等についてばらつきが大きいため、標準処理期間を設定することが困難である。